



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
9月6日
第544号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示	
※滋賀県狩猟税納税証紙の売りさばき人の指定の一部改正(税政課)	1
ヨシ群落保全活動奨励金の支出事務の委託(琵琶湖保全再生課)	1
○ 公 告	
自然環境保全協定締結の公告(自然環境保全課)	2
大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課)	2
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(住宅課)	5
○ 健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(湖東)	5
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(湖東)	6
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区定款変更認可公告(東近江)	6
土地改良事業計画変更認可公告(東近江)	6
○ 雑 報	
計画段階環境配慮書の縦覧公告	6
○ 正 誤	
※令和6年6月28日付け号外(2)滋賀県規則第43号中	7

告 示

滋賀県告示第286号

昭和40年滋賀県告示第359号(滋賀県狩猟税納税証紙の売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。

令和6年9月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

表中

杉江和	守山市杉江町 588
-----	---------------

 を

今井敬久	守山市横江町 200-4
------	-----------------

 に改める。

付 則

この告示は、令和6年9月6日から施行する。

滋賀県告示第287号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、ヨシ群落保全活動奨励金の支出事務を次のとおり委託した。

令和6年9月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 公益財団法人淡海環境保全財団 理事長 高木浩文
- 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 草津市矢橋町字帰帆2108
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 報奨金その他これに類する経費

4 指定公金事務取扱者の指定をした日および当該委託をした日 令和6年7月8日

公 告

自然環境保全協定締結の公告

滋賀県自然環境保全条例(昭和48年滋賀県条例第42号)第23条第1項の規定により自然環境保全協定を次のとおり令和6年8月28日に締結したので、同条第2項の規定によりその概要を次のとおり公表する。

この協定書は、滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置き一般の縦覧に供する。

令和6年9月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 事業者の名称 株式会社絆 代表取締役 加藤雅人
- 2 事業目的 太陽光発電所造成工事
- 3 事業区域 甲賀市水口町中畑字野田尾320番、321番、322番の一部、323番、324番、325番、326番、326番1、327番、328番、330番および330番1、字大谷331番の一部、字芋ヶ谷346番の一部、353番1、354番、359番2の一部、361番の一部および362番の一部ならびに里道
- 4 事業面積 80,739.07㎡

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和6年9月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 平和堂草津店 草津市大路一丁目10番27号
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
 - (1) 変更前 池滝總子 草津市大路一丁目7番1の3006号ほか2者
 - (2) 変更後 株式会社風の門 草津市大路一丁目7番1の3006号 代表取締役 池滝總子ほか2者
- 3 変更年月日 令和4年12月1日
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称の変更のため
- 5 届出年月日 令和6年8月22日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
 - (2) 縦覧期間 令和6年9月6日から令和7年1月6日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和7年1月6日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和6年9月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 平和堂瀬田店 大津市月輪一丁目487番地
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
 - (1) 変更前 株式会社フロリスト・コロナ 大阪府大阪市生野区巽東三丁目10番16号 代表取締役 高橋正行ほか14者

- (2) 変更後 株式会社フロリスト・コロナ 大阪府大阪市生野区巽東三丁目10番16号 代表取締役 上野和人ほか13者
- 3 変更年月日 令和5年1月20日ほか
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更等のため
- 5 届出年月日 令和6年8月22日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
- (2) 縦覧期間 令和6年9月6日から令和7年1月6日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 令和7年1月6日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和6年9月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 和邇駅前ショッピングセンター 大津市和邇中浜432番地、424番地
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
- (1) 変更前 有限会社藤野食肉食品センター 大津市和邇高城22番地4 代表取締役 藤野光義ほか9者
- (2) 変更後 有限会社藤野食肉食品センター 大津市和邇高城22番地4 代表取締役 藤野光規ほか9者
- 3 変更年月日 令和5年9月20日ほか
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更等のため
- 5 届出年月日 令和6年8月22日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
- (2) 縦覧期間 令和6年9月6日から令和7年1月6日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 令和7年1月6日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和6年9月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 アル・プラザ堅田 大津市本堅田五丁目20番10号
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
- (1) 変更前 株式会社ベルン 大津市本堅田四丁目11番10号 代表取締役 西村政彦ほか23者
- (2) 変更後 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣ほか24者
- 3 変更年月日 令和5年9月20日ほか
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の退店等のため

- 5 届出年月日 令和6年8月22日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
- (2) 縦覧期間 令和6年9月6日から令和7年1月6日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 令和7年1月6日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和6年9月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 レイクモール坂本店 大津市坂本七丁目24番1号
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名
- (1) 変更前 佐々木泰成 大津市坂本四丁目13番28号ほか10者
- (2) 変更後 佐々木泰成 大津市下坂本六丁目20番9号ほか10者
- 3 変更年月日 令和5年10月20日
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所の変更のため
- 5 届出年月日 令和6年8月22日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
- (2) 縦覧期間 令和6年9月6日から令和7年1月6日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 令和7年1月6日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和6年9月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 アル・プラザ野洲 野洲市小篠原1000番地
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名
- (1) 変更前 田中商事株式会社 愛媛県松山市大街道2-3-8 代表取締役 田中康雅ほか11者
- (2) 変更後 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣ほか10者
- 3 変更年月日 令和6年2月20日ほか
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の退店および代表者の変更のため
- 5 届出年月日 令和6年8月22日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

野洲市環境経済部商工観光課 野洲市小篠原2100番地1

(2) 縦覧期間 令和6年9月6日から令和7年1月6日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和7年1月6日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和6年9月6日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 アル・プラザ栗東 栗東市継二丁目3番22号

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名

(1) 変更前 株式会社GOHOB I 京都府京都市中京区河原町通二条下る二丁目下丸屋町403番地 代表取締役 片山光雄ほか11者

(2) 変更後 株式会社GOHOB I 京都府京都市中京区河原町通二条下る二丁目下丸屋町403番地 代表取締役 大楠紘嗣ほか11者

3 変更年月日 令和6年3月21日ほか

4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更等のため

5 届出年月日 令和6年8月22日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

栗東市環境経済部商工観光労政課 栗東市安養寺一丁目13番33号

(2) 縦覧期間 令和6年9月6日から令和7年1月6日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和7年1月6日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和6年9月6日

滋賀県知事 三日月 大造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
蒲生郡竜王町大字山之上 3313番地 合同会社企企画 代表社員 株式会社岡山建設 職務執行者 岡山治彦	蒲生郡竜王町大字山之上 5183番1 外7筆	7,833.43m ²	令和6.8.27	6582

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第14号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年9月6日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 平野 雅 穂

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
合同会社楽湖ホームケアらっこ	彦根市高宮町2073-2	合同会社楽湖 代表社員 安田富美子	彦根市高宮町2073-2	訪問介護	令和6.9.1	2570201760

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第15号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年9月6日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 平野 雅 穂

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
J A 東びわこ愛あいステーション	彦根市賀田山町234番地6	東びわこ農業協同組合 代表理事理事長 柳本上司	彦根市川瀬馬場町922番地1	訪問介護	2570200101	令和6.8.31

農業農村振興事務所公告

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、琵琶湖干拓大中の湖土地改良区の定款の変更は、令和6年8月28日に認可した。

令和6年9月6日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 今井 清 之

土地改良事業計画変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、琵琶湖干拓小中之湖土地改良区の維持管理計画の変更は、令和6年8月28日に認可した。

なお、この処分取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に滋賀県を被告として(滋賀県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

令和6年9月6日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 今井 清 之

雑 報

計画段階環境配慮書の縦覧公告

滋賀県影響評価条例(平成10年滋賀県条例40号)第5条の3第1項の規定に基づき、近江バラス株式会社安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る計画段階環境配慮書を作成しましたので、同条例第5条の5第1項の規定に基づく「一般の環境の保全の見地からの意見」を求めするため、次のとおり公告し、当該計画段階環境配慮書を縦覧に供します。

令和6年9月6日

- 1 公告する事業者 近江バラス株式会社
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 近江バラス株式会社 代表取締役 松下満康 甲賀市土山町南土山乙402番地
- 3 対象事業の名称等
 - (1) 名称 近江バラス株式会社安定型産業廃棄物最終処分場建設事業
 - (2) 種類 廃棄物処理施設(産業廃棄物の最終処分場)の設置
 - (3) 規模 埋立面積 約12ヘクタール、埋立容積 約230万立法メートル
- 4 事業実施想定区域 滋賀県甲賀市
- 5 計画段階環境配慮書の縦覧場所
 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)
 滋賀県甲賀環境事務所(甲賀市水口町水口6200番地)
 甲賀市役所生活環境課(甲賀市水口町水口6053番地)
 甲賀市土地地域市民センター(甲賀市土山町北土山1715番地)
 近江バラス株式会社(甲賀市土山町南土山乙402番地)
 なお、近江バラス株式会社ホームページ(<https://ohmi-ballast.jp/>)でも電子縦覧を行っています。
- 6 計画段階環境配慮書の縦覧の期間および時間 令和6年9月2日から令和6年10月2日までの各縦覧場所における執務時間内
- 7 意見書の提出 当該計画段階環境配慮書について、環境の保全の見地から意見のある方は、令和6年9月2日から令和6年10月16日までの間に近江バラス株式会社(〒528-0212 甲賀市土山町南土山乙402番地)宛てに意見書を郵送、または各縦覧場所に設置する意見書箱へ投函してください。なお、意見書の様式は、各縦覧場所に備え付けてあるほか、近江バラス株式会社ホームページ(<https://ohmi-ballast.jp/>)からダウンロードできます。郵送に関しては令和6年10月16日の消印分まで受付を行います。
- 8 この公告で示した事項にかかる問合せ先 近江バラス株式会社 電話 0748-66-0182 担当 松下

正 誤

令和6年6月28日付け号外(2)滋賀県規則第43号中

ページ	行	誤	正
14	4	第26条1項第2号	第26条第1項第2号

